

議案第1号	平成26年度習志野市一般会計予算
議案第2号	平成26年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	平成26年度習志野市公共下水道事業特別会計予算
議案第4号	平成26年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第5号	平成26年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	平成26年度習志野市ガス事業会計予算
議案第7号	平成26年度習志野市水道事業会計予算
議案第8号	平成25年度習志野市一般会計補正予算(第6号)
議案第9号	平成25年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 習志野市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)」の制定による消防組織法の改正に伴い、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の資格の基準について、政令を参酌して条例で定めることとされました。

このため、消防長及び消防署長の資格の基準を次のように定めるものです。

1 消防長に必要な知識及び経験

政令(現行)	条例の基準(政令)	条例(案)
消防署長 1年以上	消防署長 1年以上	消防署長 1年以上
消防署の副署長等 条例で定める期間以上	—	—
消防団長 2年以上	消防団長 2年以上	消防団長 2年以上
消防団の副団長 4年以上	—	—
都道府県の課長(消防事務) 2年以上	—	—
都道府県の課長補佐、係長 (消防事務) 4年以上	—	—
消防庁(国)の課長 2年以上	—	—
消防庁(国)の 課長補佐、係長 4年以上	—	—
市(町村)の部長 (行政事務) 2年以上	市(町村)の部長 (行政事務) 2年以上	市(町村)の部長 (行政事務) 2年以上
市(町村)の部長補佐 (行政事務) 条例で定める期間以上	—	—
国、都道府県の 課長、課長補佐、係長 (行政事務) 6年以上	—	—

2 消防署長に必要な知識及び経験

政令（現行）	条例の基準（政令）	条例（案）
消防司令以上 1年以上	消防司令以上 1年以上 (消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校で受けた者は所定の期間を控除)	消防司令以上 1年以上
消防司令補以上 3年以上	消防司令補以上 3年以上 (消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校で受けた者は所定の期間を控除)	消防司令補以上 3年以上
消防団の副団長 3年以上 かつ 消防庁長官が定める教育訓練を受けた者	消防団の副団長 3年以上 かつ 消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校で受けた者	消防団の副団長 3年以上 かつ 消防長が定める教育訓練を消防大学校で受けた者
都道府県の課長補佐、係長（消防事務） 3年以上 かつ 市町村の消防吏員 1年以上	—	—
消防庁（国）の課長補佐、係長 3年以上 かつ 市町村の消防吏員 1年以上	—	—

※それぞれの職には、同等以上と認められる職を含みます。

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第11号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
--

1 職員が所有する自宅に係る住居手当を廃止するものです。

なお、廃止の際、自宅に係る住居手当を受給していた者については、次のように経過措置を設けます。

期 間	住居手当の額（月額）
平成26年3月31日まで（現行）	8,000円
平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	2,000円

2 習志野高等学校の定時制の閉課程に伴い、「定時制通信教育手当」等の規定を削除します。

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第12号 習志野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
--

定年前10年以内（50歳以上）であり、勤続年数が25年以上の勸奨退職者について、国及び千葉県と同様に、次のように退職手当の基本額を割り増すものです。

退職時における定年までの残年数1年当たり、退職日給料月額に対し、次の割合で割り増します。

現 行	改正後
100分の2	100分の3

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第13号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率改定等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、消防法の規定に基づく製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る申請手数料について改定するものです。

項 目		現 行	改正後
消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可申請手数料			
指定数量の倍数が200を超える製造所		<u>9万1千円</u>	<u>9万2千円</u>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可申請手数料			
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の最大貯蔵数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	<u>82万円</u>	<u>83万円</u>
	5,000 kℓ以上 1万kℓ未満	<u>99万円</u>	<u>101万円</u>
	1万kℓ以上 5万kℓ未満	<u>110万円</u>	<u>112万円</u>
	5万kℓ以上 10万kℓ未満	<u>140万円</u>	<u>142万円</u>
	10万kℓ以上 20万kℓ未満	<u>164万円</u>	<u>166万円</u>
	20万kℓ以上 30万kℓ未満	<u>385万円</u>	<u>388万円</u>
	30万kℓ以上 40万kℓ未満	<u>509万円</u>	<u>510万円</u>
	40万kℓ以上	629万円	629万円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の最大貯蔵数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	<u>112万円</u>	<u>113万円</u>
	5,000 kℓ以上 1万kℓ未満	<u>133万円</u>	<u>134万円</u>
	1万kℓ以上 5万kℓ未満	<u>148万円</u>	<u>150万円</u>
	5万kℓ以上 10万kℓ未満	183万円	183万円
	10万kℓ以上 20万kℓ未満	<u>212万円</u>	<u>214万円</u>
	20万kℓ以上 30万kℓ未満	<u>433万円</u>	<u>435万円</u>
	30万kℓ以上 40万kℓ未満	557万円	557万円
	40万kℓ以上	677万円	677万円
消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可申請手数料			
指定数量の倍数が200を超える一般取扱所		<u>9万1千円</u>	<u>9万2千円</u>

消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査申請手数料			
溶接部検査			

特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の最大貯蔵数量	1,000 kl以上 5,000 kl未満	49 万円	49 万円
	5,000 kl以上 1 万kl未満	63 万円	63 万円
	1 万kl以上 5 万kl未満	<u>95 万円</u>	<u>99 万円</u>
	5 万kl以上 10 万kl未満	131 万円	131 万円
	10 万kl以上 20 万kl未満	<u>165 万円</u>	<u>172 万円</u>
	20 万kl以上 30 万kl未満	<u>318 万円</u>	<u>332 万円</u>
	30 万kl以上 40 万kl未満	<u>389 万円</u>	<u>406 万円</u>
	40 万kl以上	<u>445 万円</u>	<u>465 万円</u>
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査申請手数料			
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の最大貯蔵数量	1,000 kl以上 5,000 kl未満	31 万円	31 万円
	5,000 kl以上 1 万kl未満	<u>41 万円</u>	<u>43 万円</u>
	1 万kl以上 5 万kl未満	72 万円	72 万円
	5 万kl以上 10 万kl未満	<u>92 万円</u>	<u>96 万円</u>
	10 万kl以上 20 万kl未満	<u>116 万円</u>	<u>121 万円</u>
	20 万kl以上 30 万kl未満	<u>283 万円</u>	<u>295 万円</u>
	30 万kl以上 40 万kl未満	<u>347 万円</u>	<u>362 万円</u>
	40 万kl以上	<u>400 万円</u>	<u>417 万円</u>

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第14号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のように、国民健康保険料に係る規定を改正するものです。

1 国民健康保険料の料率の改定

一般被保険者に係る保険料率を次のように改定します。

区分		所得割	均等割 (被保険者1人 当たり)	平等割 (1世帯当たり)	差額
基礎賦課額 (医療分)		100分の6.8 (改正なし)	14,100円 (改正なし)	12,500円 (改正なし)	—
後期高齢者 支援金等 賦課額 (支援金分)	現 行	100分の2.2 (改正なし)	<u>3,900円</u>	<u>3,300円</u>	+3,300円
	改 正 後		<u>10,500円</u>	廃止	
介護納付金 賦課額 (介護分)	現 行	100分の2.0 (改正なし)	<u>5,100円</u>	<u>3,700円</u>	+4,300円
	改 正 後		<u>13,100円</u>	廃止	

2 国民健康保険料賦課限度額の改定

国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、保険料の賦課限度額を次のとおり改定します。

区 分	現 行	改正後
基礎賦課限度額 (医療分)	51万円 (改正なし)	
後期高齢者支援金等 賦課限度額 (支援金分)	<u>14万円</u>	<u>16万円</u>
介護納付金賦課限度額 (介護分)	<u>12万円</u>	<u>14万円</u>
保険料合計	<u>77万円</u>	<u>81万円</u>

3 低所得者の保険料軽減制度の拡充

国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、低所得世帯に対して実施されている保険料の軽減措置を強化します。

現在、世帯の所得が一定の額（以下「基準額」といいます。）に達しない場合には、その額によって保険料のうち被保険者1人につきかかる「被保険者均等割」と1世帯ごとにかかる「世帯別平等割」を、7割、5割又は2割軽減しております。このうち、5割軽減、2割軽減世帯の基準額を次のとおり見直し、軽減を受けることができる世帯を拡充します。

(1) 5割軽減の拡充…現行は2人以上の世帯が対象ですが、単身世帯についても対象とします。

(2) 2割軽減の拡充…軽減対象となる基準額を引き上げます。

減額割合	基準額	
	改正前	改正後
7割	33万円（改正なし）	
5割	33万円＋24.5万円 × <u>世帯主を除く</u> 被保険者数 (収入の目安：147万円 ^{※1})	33万円＋24.5万円 × <u>世帯主を含めた</u> 被保険者数 (収入の目安：178万円 ^{※1})
2割	33万円＋ <u>35万円</u> × 世帯主を含めた被保険者数 (収入の目安：223万円 ^{※1})	33万円＋ <u>45万円</u> × 世帯主を含めた被保険者数 (収入の目安：266万円 ^{※1})

※1 ()内は、3人世帯（夫婦、子1人で夫の給与収入のみ）と仮定したときに、基準となる所得額を収入で表した目安です。

4 保険財政共同安定化事業^{※2}及び高額医療費共同事業^{※3}の継続

「国民健康保険法の一部を改正する法律」及び「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令」が平成24年4月6日に公布され、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が継続されることから、所要の改正をするものです。

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業への拠出金及び交付金等を一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の算定に含める特例措置を平成26年度まで延長し、平成27年度より恒久化します。

※2 「保険財政共同安定化事業」とは、県内の市町村国保間の保険料の平準化及び財政安定化を図るため、1件30万円を超える医療費について、市町村国保からの拠出金で賄うことにより、負担を共有しようとする事業をいいます。

※3 「高額医療費共同事業」とは、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響の緩和を図るため、1人1か月80万円を超える医療費について、市町村国保からの拠出金で賄うことにより、負担を共有しようとする事業をいいます。

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。ただし、4の特例措置の恒久化については、平成27年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

条例において引用している法律の条項に移動が生じたことに伴い、条文を整理するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第16号 習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

通院に係る子どもの医療費等の助成についての対象を小学校6年生（12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）まで拡大するため、改正するものです。

区 分		現 行	改 正 後
対象年齢	通 院	<u>小学校3年生まで</u>	<u>小学校6年生まで</u>
	入 院	中学校3年生まで（改正なし）	

(施行期日)

平成26年12月1日から施行します。

議案第17号 習志野市立高等学校授業料等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の公布及び習志野高等学校の定時制の閉課程に伴い、改正するものです。

1 国の制度の見直しについて

高校の授業料については、現在、公立高校は不徴収、私立高校等の生徒は保護者の収入にかかわらず一律に年間118,800円の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）が支給され、更に低所得世帯の生徒については、所得に応じて支給額が加算されていますが、平成26年度の入学生から以下のとおり制度が見直されます。

(1) 制度の一本化

公立高校の授業料不徴収制度を廃止し、私立高校等の生徒と同様に公立高校の生徒も就学支援金の支給対象となります。

(2) 所得制限の導入

区分	現行 (在校生)	改正後 (平成26年度以降の入学生)
公立高校	原則として無償	市町村民税所得割額 ^{※1} 304,200円未満世帯に 就学支援金支給 (収入目安910万円 ^{※2} 未満世帯のみ支給)
私立高校等	就学支援金支給 (所得制限なし)	

※1 市町村民税所得割額は、両親の合算です。

※2 4人世帯(夫婦、高校生1人、中学生1人で夫の給与収入のみ)と仮定したときに、基準となる所得額を収入で表した目安です。

2 条例改正の内容

(1) 授業料について、次のように改正します。

ア 徴収することとします。ただし、就学支援金が授業料に充てられるため、支給対象者は、実際に納付する必要はありません。

イ 納期を毎月だったものから年4期(3か月ごと)とします。

(2) 習志野高等学校の定時制の閉課程に伴い、授業料、入学料及び入学検査料について定時制課程に係る規定を削除し、併せて文言整理します。

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第18号 習志野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

農業委員会の選挙による委員の任期が、平成26年10月6日に満了します。これに合わせて、本市の農業を取り巻く状況、農家戸数や農地面積等を考慮した結果、選挙による農業委員の定数を13人から12人に改正するものです。

(施行期日等)

公布の日から施行し、同日以後最初にその期日を告示される一般選挙から適用します。

議案第19号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅東習志野団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第20号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅香澄団地及び駐車場を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第21号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅屋敷団地及び駐車場を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第22号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本市の監査委員のうち、識見を有する者として選任されている 近藤 一夫（こんどう かずお）氏が、平成26年3月31日をもって任期満了となることから、次の者を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

住 所 習志野市本大久保
氏 名 木 村 龍 次（きむら りゅうじ）
任 期 4年

議案第23号 市道の路線認定及び廃止について

認定する路線は1路線、廃止する路線は2路線です。

1 認定 1路線

認 定 理 由	路 線 名
開発行為に伴うもの	東習志野6丁目 12-054号線

2 廃止 2路線

廃 止 理 由	路 線 名
行政境界が協議により確定したため	東習志野6丁目 12-006号線
	東習志野6丁目 12-007号線

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分したので報告するものです。

1 事件の概要	平成25年12月2日、習志野市藤崎一丁目1番17号敷地内において車両を後退しようとした際、車間距離を誤り本市車両が駐車していた相手方車両に接触した物損事故。
2 担当課	消防本部 中央消防署
3 損害賠償額	147,848円
4 和解の条件等	市は相手方に対し、修理費の10割に当たる147,848円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
5 専決処分日	平成26年1月6日